

マイナンバーの届出にご協力ください

2018年（平成30年）1月から、マイナンバー制度の改正により、金融機関は預金口座をお持ちのお客さまからマイナンバーの届出を受け、預金口座とマイナンバーを紐付けて管理することが義務付けられました。

これにともない、当行では2018年（平成30年）1月以降、新たに預金口座を開設されるお客さま、および既に預金口座をお持ちのお客さまで、当行と投資信託、公共債、マル優、外国送金等のお取引のないお客さまについても、マイナンバーのお届けをお願いすることになりますので、ご協力お願い申し上げます。

なお、既に当行にマイナンバーをお届けいただいたお客さまは、原則として再度お届けいただく必要はありません。

●マイナンバーの届出の対象となる主なお取引

～ 2017年（平成29年）12月31日	2018年（平成30年）1月1日～
投資信託、公共債など証券取引全般 マル優・マル特 財形貯蓄（住宅・年金） 外国送金（支払い、受取り） 教育資金一括贈与専用口座 法人の定期預金、定期積金、外貨預金 など	同左（注）
	預金口座（普通預金、定期預金、当座預金など）

（注）これらのお取引をお持ちでマイナンバーをお届けいただいていないお客さまにつきましては、2018年（平成30年）1月以降も、これまでと同様にマイナンバーのお届けいただく必要があります。

●マイナンバーをお届けいただく場合の必要書類

（1）個人のお客さま・・・①～③のいずれか

①個人番号カード

②通知カード + 本人確認書類 ※1

③個人番号の記載のある住民票の写し（発行から6カ月以内のもの）+ 本人確認書類 ※2

※1. 顔写真付きのもの（運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード等）は1点

顔写真付きでないもの（健康保険証、年金手帳、印鑑証明書等）は2点

※2. 本人確認書類1点（顔写真の有無を問わず）

（2）法人のお客さま・・・①または②のいずれか

①法人番号指定通知書 + 本人確認書類 ※3

②国税庁法人番号公表サイトから法人番号情報を印刷したもの + 本人確認書類 ※3

※3. 登記事項証明書、印鑑証明書等

以上